

## 論点提示 1

# 文化財と著作権・所有権

高田祐一

(奈良文化財研究所)

## はじめに、前提

文化財関係者の 調査研究成果 は、知的成果物であって大半が著作物であろう。しかし、その対象とした文化財自体には既に著作権が現存していないケースが多い。文化財現物そのものだけでは、「価値」が判断できず調査研究成果とセットでなければ、評価も管理も難しい。そのため、実際の現場では、特に意識せず、著作権が有るものと無いものを一緒にして業務に従事している場合がある。しかし、情報 資産 が重要となる現代社会においては、著作権に関する基本理解は必須である。コンプライアンスも求められる。

そこで、本稿では 文化財と著作権の観点からいくつか問題提起を試みるものである。

なお、 筆者は法律の専門家ではない。本稿の内容には万全を期しているものの、その内容を保証するものではない。そして、これらの情報によって生じたいかなる損害についても、報告者は一切の責任を負わない。読者の今後の活動にあたっての最終判断は必ず読者自身でお願いしたい。

## 著作権、所有権とは何か？

### ○著作権

著作権法が保護するのは著作物である。著作権法 2 条 1 項 1 号で「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するのもの」が著作物と定義されている。発掘調査報告書の原稿や図録の写真などは著作物である。著作権の保護期間が設定されており、原則として著作者の生存年間およびその死後 70 年である。団体名義の著作物は、公表後 70 年である。著作権法第 15 条が規定する以下の要件を満たす場合は、職務著作となり、職員個人ではなく法人が著作権を有する。①法人等の発意に基づく著作物であること／②法人等の業務に従事する者が創作すること／③職務上の行為として創作されること／④法人等の名義で公表されること／⑤契約や就業規則等で別段の定めがないこと、である。

3D データは創作性がないため、著作権はないとされる。私的利用のための複製（著作権法第 30 条）や引用（著作権法第 32 条）など著作権法で定められた条件であれば自由利用が可能である。

### ○所有権

所有権は、民法第 206 条において「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」とされる。民法第 85 条において「この法律において「物」とは、有体物をいう。」と定義されている。つまり、所有権は電子データなどの

無体物には及ばない。

### 文化財に関係する権利はどういったものがあるか？

文化財保護法第四条2・3項は以下の通りとなっている。

2項「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」

3項「政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない」

文化財を大切に保存し、できるだけ公開活用して、さらに関係者の所有権や財産権等に配慮する必要がある。文化財と著作権について、以下2例を具体的に示す。

#### ○例) 調査機関が所有している縄文土器（ほぼ完形）を外部利用者が写真撮影する

・条件：縄文土器の所有権は調査機関。土器の制作者は推定死後1万年経過しており、土器自体の著作権は消滅。土器の状態は安定しており、敷地内の移動であれば問題がない。

##### ・撮影までの流れ：

外部利用者：調査機関に特別観覧申請を出す。

調査機関：機関の規程に基づき、外部利用者に撮影許可を出し、必要であれば料金を徴収する。

外部利用者：土器をデジタルカメラで撮影する。撮影した写真に著作権が発生。外部利用者が著作権者となる。撮影データは無体物なので、所有権はない。

#### ○例) 公有地にある古墳を市民が写真撮影する

・条件：古墳の所在地は公有地であり、自治体が所有し管理している。古墳は「建築の著作物」（著作権法第10条第1項第5号）に該当する可能性がある（古墳がありふれた建築ではなく高い創作性があるかどうかは、この際おいておく。建築基準法の建築物の定義は土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの）。古墳の制作者（著作権者）は推定死後1500年経過しており、古墳自体の著作権は消滅。写真撮影者である市民は、撮影時に他の利用者を排除しないし、古墳を一部たりとも独占しないものとする。撮影にあたって、現状変更の恐れないものとする。当該市民は、自らが運営するブログサイトで公開し、ときおり広告料収入があると仮定する。

市民：場合によっては、自治体に利用申請を出す（？）

自治体：場合によっては、申請手続きをする（？）

市民：古墳をデジタルカメラで撮影する。撮影した写真に著作権が発生。市民が著作権者となる。撮影データは無体物なので、所有権はない。ブログに掲載する。  
(何か問題発生するか？？)

○本サロンおよび本論における問題の所在

上記例から問題の所在として以下の点に集約される（図 1）。

- ・著作権が消滅した文化財の写真撮影を市民が所蔵機関に申し入れた場合、申請と許可の手続きは妥当か。また料金徴収は妥当か。
- ・市民が撮影した文化財写真の使用用途について、所蔵機関が制限できるか。

## 問題の所在

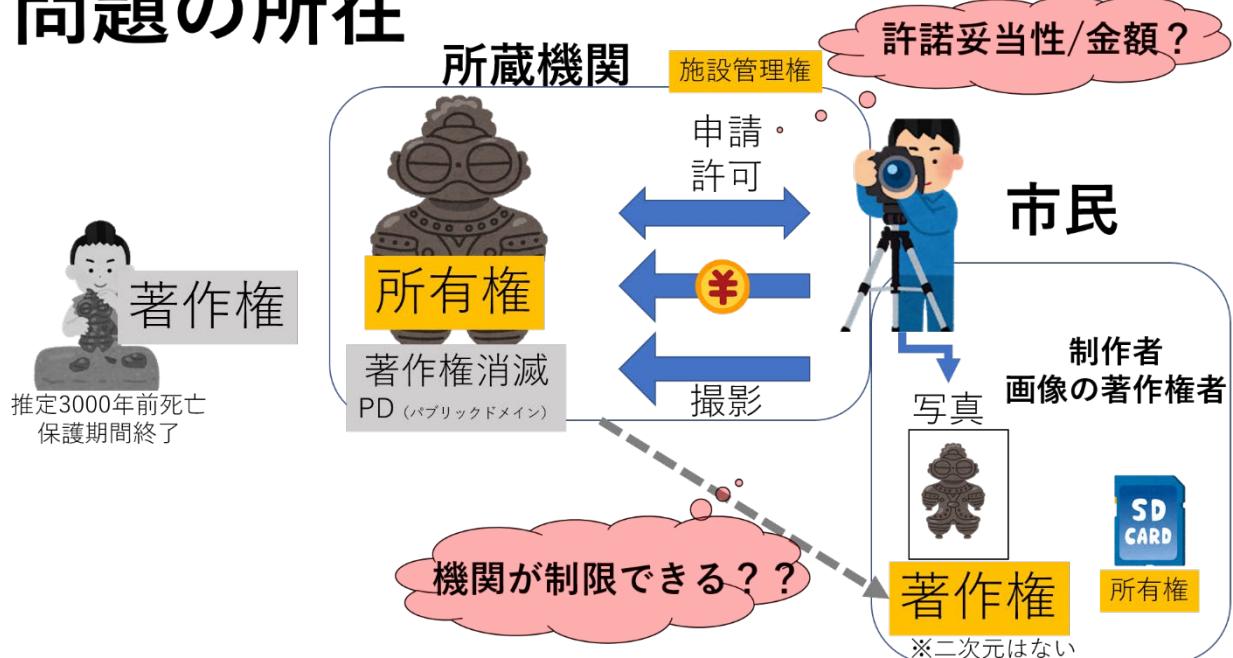


図 1 PD である文化財の所有権と著作権をめぐる問題の所在

なぜ博物館は著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収し、写真撮影許可を出せるのか？

顔真卿自書建中告身帖事件（最高裁昭和 59 年 1 月 20 日第二小法廷判決、昭和 58 年（オ）171 号）の最高裁判決は所有権と著作権の関係性を明確にした裁判である。主文では「美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を表現しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。」とされ、所有権は無体物である著作物（著作権）に及ばないとした<sup>1)</sup>。そのため「著作権が消滅すれば、著作物は公有（パブリックドメイン）に帰し、著作者人格権を侵害しない限り自由利用となるのである」<sup>2)</sup>。

ではなぜ博物館は著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収し、写真撮影許可を出せるのか。それは主文によれば「博物館や美術館において、著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収し、あるいは写真撮影をするのに許可を要するとしているのは、原作品の有体物の面に対する所有権に縁由するもの

と解すべきであるから、右の料金の徴収等の事実は、所有権が無体物の面を支配する権能までも含むものとする根拠とはなりえない。」と述べられている<sup>3)</sup>。博物館が所有権を保持しているからこそ、料金徴収が可能で、撮影許可判断をくだせるのである。

### 所有権者は所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利はあるのか？

さらに主文では「料金の徴収等の事実は、一見所有権者が無体物である著作物の複製等を許諾する権利を専有することを示しているかのようにみえるとしても、それは、所有権者が無体物である著作物を体現している有体物としての原作品を所有していることから生じる反射的効果にすぎないのである。若しも、所論のように原作品の所有権者はその所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利をも慣行として有するならば、著作権法が著作物の保護期間を定めた意義は全く没却されてしまうことになるのであって、仮に右のような慣行があるとしても、これを所論のように法的規範として是認することはできないものというべきである。」<sup>4)</sup>

つまり一見所有権者が著作物に関する権利を専有しているようにみえても、所有からくる「反射的効果」にすぎず、著作物等の複製等の許諾権利を所有権者は持たない。もし所有権者がそれらの権利をも慣行として有するのであれば、保護期間が無意味となるため、法的規範として是認できないというのである。

よって、調査機関や自治体が所有する文化財（著作権が消滅しているもの）を外部撮影者が撮影した写真について、調査機関等が外部撮影者に各種の規制を加えることは難しいだろう。

### 営利目的のために無断で撮影された文化財写真の利活用を差止めることができるか？

顏真卿自書建中告身帖事件の最高裁判決主文では、所有権者の経済上不利益にも言及している。

「保護期間の満了後においても第三者が美術の著作物の複製物を出版すると、所論のように、美術の著作物の原作品の所有権者に対価を支払つて原作品の利用の許諾を求める者が減少し、原作品の所有権者は、それだけ原作品によつて収益をあげる機会を奪われ、経済上の不利益を受けるであろうことは否定し難いところであるが、第三者の複製物の出版が有体物としての原作品に対する排他的支配をおかすことなく行われたものであるときには、右複製物の出版は単に公有に帰した著作物の面を利用するにすぎないのであるから、たとえ原作品の所有権者に右のような経済上の不利益が生じたとしても、それは、第三者が著作物を自由に利用することができることによる事実上の結果であるにすぎず、所論のように第三者が所有権者の原作品に対する使用収益権能を違法におかしたことによるものではない。原判決が、被上告人の複製物の出版によつては上告人の原作品に対する使用収益権能が物理的に妨げられるものではなく、また、他人の権利の経済的価値の下落をもたらすような結果を生ぜしめる行為であるというだけではこれを違法とはいえない旨判示するのも、その意味するところは、ひつきよう、右に説示したところと同趣旨に帰するものと解されるのである。」<sup>5)</sup>。

第三者が著作物の複製物を出版し、仮に所有権者に経済上の不利益があったとしても、第三者が公有に帰した著作物を利用しただけであり、不法行為ではないので、差止めできない。

撮影対象の文化財の場合は公有に帰しているだろう。調査機関の有償刊行物への不利益などは制限の理由にならないのである。仮に第三者が複製しても著作権法上は、著作権が消滅しているため、所有権者は差止できないことになる。

著作権が消滅した文化財の営利目的利用を制限することは難しい状況である。2019年4月、平等院が株式会社やのまん（以下、やのまん）が販売する平等院鳳凰堂の写真を使用したジグソーパズルの販売差し止めを求める訴訟が発生した<sup>6)</sup>。報道によれば平等院は「「撮影した写真の営利目的使用禁止」をパンフレットに明記しており、このルールに違反」、対してやのまんは「鳳凰堂は社会の共有財産との印象が強く、商品も多数販売されている。写真の商品化は不法行為に当たらない」「撮影したのは外部カメラマンで、同社は撮影後にカメラマンと写真の使用契約を交わしたのであって拝観契約の当事者ではない」と主張した<sup>7)</sup>。2020年10月12日に和解が成立した。報道では、やのまんは「在庫商品を破棄し、今後は事前の同意なく平等院の建物などの写真を使った商品を製造・販売しないことなどを確認する一方、在庫商品の破棄にかかる費用約17万円を平等院が負担することで和解した」<sup>8)</sup>。やのまんは「裁判所が、平等院の主張を否定して「やのまんに違法行為がない」ことを文書で認めて下さったので、和解を受諾することとしました。」と発表した<sup>9)</sup>。

本来、施設管理権で施設利用者には一定の制限をかけることができる。しかし、平等院の事例では、会社は外部カメラマンと写真の使用契約を交わしており、直ちに拝観契約の当事者とはいえない。同様の事態は博物館等でも起こりうると想定される。

### 法律で制限できることと利用規約でフォローする

著作権が消滅した文化財は、著作権法では縛りをかけられないため、利用規約が重要となる。しかし、踏み込みすぎた規約は、利用者とコンフリクトを生じせしめる。2017年、梅林秀行は「とある大学の電子図書館の「利用規約」」について問題提起をした<sup>10)</sup>。梅林は「資料をつくる場合、図版の申請をするわけです。本来、200年前の史料を使うのになぜ申請しないといけないかと疑問に感じているんですが、申請する際に、この利用規約が僕に対して縛りを加える。どんな縛りかといいますと「当サイトのコンテンツの二次利用は研究目的に限ります」。さらに一番困るのは「画像データは無断改変しないでください」という項目です。

（略）「使用目的を所蔵機関が決定する」と該当機関からユーザにメールでくる。そのメールを改めてご紹介すると、「このたび申請された資料については、当図書館が定める目的以外の使用は禁止します。使用目的を書いて返送してください」とあったわけです。このメールを読んで僕はユーザの立場としてまさに怒髪天を衝くというか、強い憤りを感じた訳なのです。」と提起した<sup>10)</sup>。法的根拠に基づいた利用規約が重要である。

足立区は「郷土博物館所蔵資料データベースの公開」にあたって、著作権がないものや消滅したものについての考え方を明示している<sup>11)</sup>（図2）。著作権がないものは、Public Domainで加工・商用利用などの制限はないとしている。一方、博物館として利用状況を把握したいため「お願い」として任意で連絡を求めている。利用者が行う一切の行為（コンテンツ編集・加工など）については、博物館が責任を負わないことを免責でうたっている。

足立区 ADACHI CITY [ホームに戻る](#)

検索トップ 防災・安全 アクセス メニュー

公開日：2019年12月27日 更新日：2019年12月27日

## 郷土博物館所蔵資料データベースの公開

郷土博物館が所蔵している資料データを検索しご覧いただけます。

公開画像は「パブリック・ドメイン」として提供します。現在、浮世絵や江戸絵画、古文書、典籍など約2400点を公開しております。ダウンロードも可能ですので、ご自由にお使い下さい。

これらは知的財産権（著作権等）が発生していない状態、もしくは、権利が消滅した状態の作品であるため、誰でも利用することができます。

[クリエイティブ・コモンズ：パブリック・ドメインとは（外部サイトへリンク）](#)

### 提供画像の取り扱いについて

#### 絵画や版画データの著作権



足立区によって特定されたこの作品は著作権法上の制約が知られている限り存在していません。

#### 利用の制限について

加工、商用利用などでも利用可能かとお問合せをいただいておりますが、Public Domain で公開しておりますので制限はありません。ただし公開データに関し、以下のように利用することは避けてくださるようお願いいたします。

- 公共性・品位を損なうおそれのあるもの

より高解像度の画像が必要な場合は別途、[特別利用のお申込み](#)が必要です。

#### お願い

博物館では資料の利用状況を把握したいと考えております。つきましては下記のご利用の場合、メール等でお知らせ下さい。今後のサービスに役立てて参りたいと考えております。（任意）

- テレビ番組での利用
- 出版物での利用
- 調査研究等での利用
- 商品化での利用
- ユニークな利用例

#### 免責について

- 利用者が絵画、版画データを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む）について何ら責任を負うものではありません
- この利用ルールは、著作権法上認められている利用について、制限するものではありません
- 本利用ルールおよび、掲載コンテンツは、予告なく変更、削除等が行われることがあります

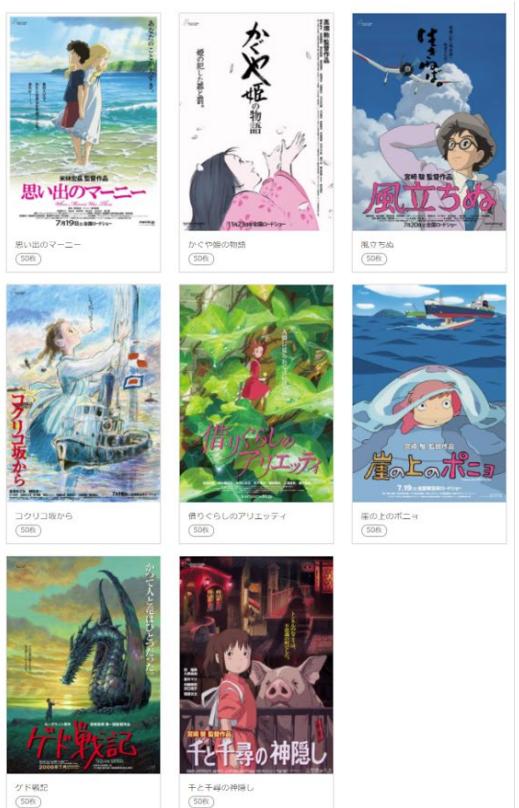
図2 足立区「郷土博物館所蔵資料データベースの公開」

[https://www.city.adachi.tokyo.jp/hakubutsukan/2015adachi\\_edokaiga.html](https://www.city.adachi.tokyo.jp/hakubutsukan/2015adachi_edokaiga.html)

## 今に生きる私たちが真に恐れるべきものは何か？

2020年9月、スタジオジブリはジブリ作品の場面写真を順次提供することを始めた。「常識の範囲でご自由にお使いください。」とのことである<sup>12)</sup>（図3）。鈴木敏夫は「著作物はいろんな人が使いやすい環境に本来あるべき」とし、「著作物は、誰かが読んで、見て、聞いてくれないと意味がない。常に世の中の人に楽しんでもらい、話題に上がる、それが一番重要。作った人のものだけど、作った人だけのものじゃない（略）ジブリのいろんなキャラクター、その他の著作物に対して、みんなが使いやすい環境を作る。でないと消えていっちゃう、その恐ろしさです」と述べている。絶大な人気を誇るスタジオジブリ作品でさえ、ジブリ制作側は作品が消えていくことを恐れている。

市民を含めた私たち文化財に関係する者の恐れることの一つは、文化財が未来に継承されないこと・わすれされること・文化がなかったことになることである。著作権が消滅した文化財についての取り扱いについて、どうしていくのが良いか今後考える必要がある。



2020.09.18

常識の範囲で  
ご自由にお使い下さい。  
スタジオジブリ  
がまかひ。

図3 スタジオジブリによる場面写真の提供

<http://www.ghibli.jp/info/013344/>

疑問：文化財業界（埋文センターや博物館等）における現在の運用やルールは、何が発祥となったか？

全国の文化財関係条例や博物館規程は、バラつきはあるもののかなりの類似性がみられる。それはなぜか。今のところの答えは、昭和44年8月23日文化庁長官裁定の「写真撮影等に関する基準」にあると考えている（図4）。条文構造や別表の「写真撮影等料金」は、例えば奈良文化財研究所の特別観覧料金表と、多少の金額の差異はあるもののフォーマットな

○写真撮影等に関する基準	
〔沿革〕昭和六一年八月四日、平成元年三月二九日、九年三月二七日、一三年三月三〇日改正	〔昭和四十四年八月二十三日〕 （文化庁長官裁定）
1 写真撮影等について	
	(1) 美術品、工芸品、考古資料、有形民俗文化財等（以下「美術品等」という。）で文化庁内部部局（日本芸術院を含む。以下同じ。）の保管に係るものとの写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影若しくはビデオ撮影又は模写、模造等（以下「撮影等」という。）は、次に掲げる場合を除き、許可するものとする。
	ア 撮影等により美術品等の保存に悪影響が生ずると認められる場合
	イ 好ましくない用途に供するため撮影等が行われると認められる場合
エ 美術品等のうち寄託品等であるもの又はほかに著作権者があるものについて、事前にそれぞれ当該寄託者又は当該著作権者の書面による同意を得ていない場合	ウ 撮影等により文化庁内部部局の事務処理に支障が生ずると認められる場合
	写真撮影等に関する基準

図 4 昭和 44 年文化庁長官裁定「写真撮影等に関する基準」

別表第 1

## 写 真 摄 影 等 料 金

(消費税を含む)

その他

区分		料金	備考
1 写真撮影	(1) 単片フィルム	1点につき 4,200円	単片フィルムによる写真撮影においては、美術品等1箇につき4シャッターまでを1点とする。
	(2) マイクロフィルム	1点(件)につき50コマまで 4,200円 50コマを越える場合は50コマごとに 2,100円	
	2 映画撮影（テレビジョン撮影、ビデオ撮影を含む）	1点につき 5,250円	
	3 模写	1点1日につき 2,100円	
	4 模造	1点1日につき 2,100円	
	5 熟覧	1点1日につき 1,050円	
6 その他		そのつど定める	

図 5 文化庁「写真撮影等に関する基準」写真撮影等料金

どほぼ同じである（図 5）<sup>13)</sup>。おそらくこの昭和 44 年文化庁長官裁定を参考に全国に拡散し、現在もこの運用が生き続けていると考えられる。数回、改正されているにしろ、料金表の写真撮影が 1 点 4 シャッターなど、フィルムカメラを想定したものである。デジタルカメラが使用されるデジタル時代と、昭和 44 年当時の状況では社会環境が変化していると考える。

## まとめ

少し前にブロガーが流行った。最近は YouTuber である。ブログや YouTube では、金銭を取得することができる。個人的な情報発信と商用利用の境界は曖昧になっている。個人が金銭目的ではなくとも SNS に写真等を掲載した場合、結局は間接的に SNS の運営企業の営利活動となるのである。このようなサービスの出現を昭和に予想することは困難である。

2010 年代からは人口減少時代に突入した。文化財関係予算は潤沢とは言えず、一層の合理

化・自己収入の増大が求められている。本サロンで提示された課題への現実的な対応には経営的な視点が必要である。特別観覧など実際的に手がかかる業務においては、一定の受益者負担も有りうるだろう。国民的財産を扱っているという公共的使命、経営的視点、法的根拠、一定の受益者負担等の観点において最適化されたバランスがなければ、持続可能性を確保することは難しいだろう。今を生きる私たちの責任は、無思考の前例踏襲ではなく、過去の蓄積を踏まえたうえでの時代に合わせたバージョンアップであると考える。

## 参考文献等

- 1) 裁判所判例検索システム事件番号：昭和 58(オ)171  
[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_ip/detail2?id=52181](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail2?id=52181) (2020 年 12 月 8 日確認)
- 2) 脇坂 祐子「知っておきたい最新著作権判決例(3)錦絵の写真転載事件：著作権の保護期間が満了した錦絵の写真を無断複製した行為につき,所有権侵害行為,又は商慣習もしくは商慣習法違反を理由とする不法行為の成否が争われた事例[大阪地裁平成 27.9.24] (特集 著作権)」『パテント』69(12)、2016 年、日本弁理士会  
[https://system.jpaa.or.jp/patents\\_files\\_old/201610/jpaapatent201610\\_025-032.pdf](https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201610/jpaapatent201610_025-032.pdf)  
(2020 年 12 月 8 日確認)
- 3) 2)と同じ。
- 4) 1)と同じ。
- 5) 1)と同じ。
- 6) 株式会社 やのまん「一部報道について」  
<https://www.yanoman.co.jp/support/news/%e2%96%a0%e4%b8%80%e9%83%a8%e5%a0%b1%e9%81%93%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/>  
(2020 年 12 月 8 日確認)
- 7) 朝日新聞「平等院鳳凰堂のパズル、なぜ訴訟に？著作権ないけれど...」2019 年 8 月 14 日 8 時 00 分 <https://digital.asahi.com/articles/ASM8F3TBHM8FUTIL00V.html> (2020 年 12 月 8 日確認)
- 8) 京都新聞「平等院鳳凰堂を無断撮影してジグソーパズルに 在庫廃棄などで平等院と玩具会社和解 京都地裁」2020 年 10 月 12 日 19 時 03 分  
<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/379463> (2020 年 12 月 8 日確認)
- 9) やのまん「■宗教法人平等院との訴訟について」2020 年 10 月 13 日  
<https://www.yanoman.co.jp/support/news/%e2%96%a0%e5%ae%97%e6%95%99%e6%b3%95%e4%ba%ba%e5%b9%b3%e7%ad%89%e9%99%a2%e3%81%a8%e3%81%ae%e8%a8%b4%e8%a8%9f%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/>  
(2020 年 12 月 8 日確認)
- 10) 梅林秀行 アーカイブの社会化ミニ・シンポジウム 1「届く、使うデジタルアーカイブ」 アーカイブサミット 2017  
<http://archivesj.net/wp-content/uploads/2018/09/archivesummit2017.pdf>  
(2020 年 12 月 8 日確認)
- 11) 足立区「郷土博物館所蔵資料データベースの公開」2019 年 12 月 27 日公開

[https://www.city.adachi.tokyo.jp/hakubutsukan/2015adachi\\_edokaiga.html](https://www.city.adachi.tokyo.jp/hakubutsukan/2015adachi_edokaiga.html)

(2020年12月8日確認)

12) 株式会社スタジオジブリ 「今月から、スタジオジブリ作品の場面写真の提供を開始します」

2020年9月18日 <https://www.ghibli.jp/info/013344/> (2020年12月8日確認)

13) 奈良文化財研究所の特別観覧料金には「三次元画像計測」 5500円が追加されている。